

各都市との移動に関する防疫政策要求(2021年2月3日現在)

大地作成日:2021年2月3日

都市	省・市外へ出る人員に対する政策要求	省・市外から戻る人員に対する政策要求
北京市	<p>①低リスク地域の人員 健康コードを呈示すれば北京市から出ることができる。</p> <p>②中リスク地域の人員 原則として居住地で春節を過ごすようにし、やむを得ず外部に移動する場合は、移動先の防疫機関の許可が必要。</p> <p>③高リスク地域(大興区)の人員 春節は居住地で過ごし、北京を離れてはならない。やむを得ない場合は、「審査した機関が責任を負う」原則により、3日以内に受けたPCR検査の陰性証明が必要となる。</p>	<p>①中、高リスク地域の人員 ・国内の中・高リスク地域及び全域で封鎖管理が実行されている地域からは原則北京に戻ることはできない。やむを得ず北京に戻るには、現地の省級防疫機関の許可を取得し、72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明が必要となる。 ・高リスク地域を訪れた者は、14日間の集中隔離を実施。 ・中リスク地域を訪れた者は、14日間の自宅隔離観察、条件を満たさない者は、集中隔離観察を実施。</p> <p>②低リスク地域の人員 a.北京到着前7日以内に受けたPCR検査の陰性証明が必要 b.14日間の健康モニタリングを実施、7日目、14日目にPCR検査を実施。14日間経過するまでは、実際に北京に到着した時点から確実に健康モニタリングとPCR検査要求を履行し、集団性の活動や会食には参加してはならず、各自防護措置をしっかりと行うようにすれば、モニタリング期間中の外出や出勤は可能。</p>
天津市	<p>①健康コードを呈示すれば天津市から離れることができる。</p> <p>②外部への移動自粛を提唱し、中・高リスク地域又は国外には行かず、従業員は今いる場所で春節を過ごし、休暇を合理的に活用するよう提唱。</p>	<p>①中・高リスク地域を訪れたことのある人員 a.中・高リスク地域を離れて14日間経過後は、PCR検査の結果が陰性であれば自由に行動することができる。 b.中・高リスク地域を離れて14日以内は、天津到着の3日前に受けたPCR検査の陰性証明を呈示し、14日間満了まで集中隔離管理を行い、集中隔離開始日及び隔離解除の前日にPCR検査を受ける。隔離解除後は自宅医学観察を天津到着後14日目まで自宅医学観察を行い、14日目にPCR検査を受ける。</p> <p>②中・高リスク地域の所在県区内の低リスク地域の人員 3日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示し、それが呈示できない場合、天津到着日にPCR検査を行い、結果が出るまでは自宅医学観察とする。</p> <p>③低リスク地域の人員 a.天津到着前7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示 b.14日間の自宅医学観察を行い、7日に1度PCR検査を受ける。</p> <p>④高リスク業種に従事する者 a.天津到着前3日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示し、それが呈示できない場合、天津到着日にPCR検査を行う。 b.14日間の自宅医学観察を行い、7日に1度PCR検査</p>

		<p>を受ける。</p> <p>※上記4類の帰省者は全て、天津到着3日前までに村(居)民委員会に報告・届出を行う。</p>
<p>石家荘市及びその他の河北省</p>	<p>①河北省の他地域の居住者</p> <p>a.省外への移動は自粛する。</p> <p>b.通勤者以外の人員がやむを得ず北京に入るには72時間以内に受けたPCR陰性証明を呈示。河北省環京地域(固安、燕郊、永清、廊坊、涿州、張家口等)の通勤者は、環京地域の居住証明、北京市内の在職証明、14日以内に受けたPCR陰性証明を呈示。(初回通勤者は、72時間以内に受けたPCR陰性証明が必要。)</p> <p>②中・高リスク地域の居住者</p> <p>a.高リスク地域である藁城区、新樂市では現行の管理制限措置を実行。</p> <p>b.正定県、裕華区、高新区、長安区、無極県、新華区、平山県、趙県の限定防疫区域のうち、過去14日間に新規本土感染者が出た社区、村等では、高リスク地域として管理し、厳格な自宅防疫管理を実行。その他の感染者の出で以外社区、村等では、正常な秩序の業務・生活が回復され、各自の防護措置が徹底されていることを条件に、身分証明書、健康コードの呈示、検温による施設入出を行い、密集を避け、市内の主要各区を除き、原則として活動は各行政区内に制限し、交差感染を厳重に防止する。</p> <p>③低リスク地域の居住者で、かつ帰省先が中・高リスク地域又は重点管理地域に該当しない石家荘在住の外地出身者</p> <p>・石家荘を離れ帰省先に向かう人員は「登記表」、7日以内に受けた有効なPCR検査の陰性結果及び常住地の村(居)民委員会又は本人の勤務先の確認証明(電子データ可)を持参して所在地の郷・鎮政府(街道弁事処)で石家荘を離れる手続きを申請すれば、24時間以内に出市証明が発行される。</p>	<p>①中・高リスク地域から戻る人員</p> <p>集中隔離14日+2回のPCR検査+血清IgM抗体検査。</p> <p>②出入車両には全て、統一の県(市)区感染対策指揮部より通行証を発行する。</p> <p>③石家荘市及び邢台・南宮市の全ての村及び居民小区に対し封鎖管理を実行し、特別な必要のない限り、進入できるのみで進出は一律許可しない。中・高リスク地域の村、社区では封鎖措置を取る。</p> <p>※石家荘に戻る人員は社区の確認証明、72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示のうえ、関連情報(氏名、住所、電話番号、14日間の行程、交通機関利用状況等)を登記した者に限り緊急対応車両で自宅まで送られる。外部地域から石家荘に戻るにあたり、事前に所在社区に連絡し、戻ることの許可及び事前の確認証明発行の可否を確認する必要がある、確認証明がなければ戻ることができない。</p>
<p>廊坊市</p>	<p>①原則として北京市に進入することはできず、北京に入る車両、人員は厳格に制限される。</p> <p>②河北省を出る場合、72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。</p> <p>③在宅リモート勤務を提唱し、やむを得ず北京に通勤しなければならない場合は、居住証明、北京市内の在職証明、14日以内に受けたPCR陰性証明を呈示。(初回通勤者は、72時間以内に受けたPCR陰性証明が必要。)</p> <p>④「帰省を自粛し、近隣又は今いる場所で春節を過ごす」ことを提唱。廊坊から帰省する人員に対し全面的な一斉検査を実施し、「ピーク回避」を原則に、</p>	<p>①中・高リスク地域を訪れたか、中・高リスク地域となる14日前以降にそれらの地域を訪れた人員は、自ら社区(村)、所属先及び宿泊するホテルに報告・届出を行い、現地の要求に従い防疫措置を取り、PCR検査及び健康管理を受ける。</p> <p>②低リスク地域の人員が戻る際、人員、車両は72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明が必要。</p> <p>③廊坊に戻る予定の人員に対し、村(居)民委員会から本人に連絡し、注意事項の確認と関連の準備を行う。</p>

	秩序ある帰省を提唱。	
瀋陽市	瀋陽を離れることは自粛し、やむを得ない場合は、7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を持参し、各自の防護措置をしっかりと行うよう勧める。	<p>①中・高リスク地域から瀋陽に戻る人員 14日間の集中隔離+2回のPCR検査。</p> <p>②低リスク地域から瀋陽に戻る人員 a.72時間以内に到着する社区(村民委員会)に報告・届出を行い、帰省者の出発地、人数、時間、交通手段、接触・発熱の有無を報告。 b.帰省してすぐに目的地の指定する検査機関でPCR検査を受け、結果が出る前に、PCR検査表を目的地村民委員会(社区)及び村内医療機関に提出し、健康コード呈示、検温、関連情報の詳細登記を行う。 c.14日間の自宅健康モニタリングを行い、7日に1度PCR検査を受ける。</p>
大連市	大連から離れることの自粛を提唱し、やむを得ない場合は、所在地の社区、所属先に報告・届出を行うよう勧め、事前に目的地の感染状況及び防疫政策を把握し、本人の7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を持参し、行程中は各自の防護措置をしっかりと行うよう勧める。	<p>①国内の中・高リスク地域及びその所在する区・市・県から大連に戻る人員 14日間の集中隔離+7日間の自宅隔離+7日間の自宅健康モニタリングを行い、現地の防疫要求に従い複数回のPCR検査を受ける。</p> <p>②低リスク地域から省を跨いで農村部に戻る人員及び高リスク業種に従事する者 a.72時間前に目的地の社区(村民委員会)等に個人の関連情報(氏名、行程、交通機関、時間、人数等)を報告・届出。 b.7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示 c.14日間の自宅健康モニタリングを実施し、戻ってから7日目及び14日目にPCR検査を受ける。</p>
長春市	<p>①長春市公主嶺市範家屯鎮は現在なお中リスク地域とされており、原則として春運期間中は移動禁止。</p> <p>②緑園区大禹華邦B区、蓉橋壺号C区及び二道区魯輝国際城荷蘭小鎮小区では1月26日、28日にそれぞれ中リスクから低リスク地域に調整されたが、原則として外出を勧めず、やむを得ない場合、封鎖解除から14日後より、7日以内に受けた有効なPCR検査の陰性結果を呈示しての移動を可能とする。</p> <p>③長春市の主要各区はいずれも低リスク地域となり、市内は自由に移動できる。また長春市の主要各区から榆樹、農安、徳恵、九台、双陽に戻る場合は全てPCR検査証明は不要。公主嶺市を除く全市の居住者は、春運期間中の省、市を跨ぐ外出に際し、7日以内に受けた有効なPCR検査の陰性結果を呈示するよう求め、集中隔離又は自宅隔離は不要。</p>	<p>①明確な中・高リスク地域の人員 14日間の集中隔離+7日間の自宅医学観察、規定により少なくとも3回のPCR検査を受ける。</p> <p>②中・高リスク所在県(区、市)の人員 a.24時間前に社区又は受入先に報告・届出を行う。 b.長春に到着する3日以内に受けたPCR検査の陰性証明の呈示。 c.最初の到着地でPCR検査のサンプル採取、登記を行って防疫誓約書に署名し、14日間の自宅健康管理とPCR検査を受ける。</p> <p>③その他の非中・高リスク地域の人員 3日以内に受けたPCR検査の陰性証明と、異常なしの健康コードを呈示し、防疫誓約書に署名すれば、秩序を守って移動することができる。</p>
ハルビン市	①ハルビン市から離れ、戻ることを自粛するよう勧める。	①14日以内に国内の中・高リスク地域から、又は経由して戻る人員

	<p>②必要がない限り、国外や中・高リスク地域にはゆかないようにし、やむを得ない場合は、事前に所在地の社区(村屯)、所属先に報告・届出を行い、目的地の防疫要求を厳守する。</p>	<p>a.ハルビン市に到着する前、到着後に自ら所在地の社区(村屯)又は所属先(又はホテル)に報告しなければならない。</p> <p>b.「14日間の集中隔离医学观察+7日間の社区健康管理+3回のPCR検査(1日目、14日目、21日目)」を実施する。</p> <p>②低リスク地域の省を跨ぐ農村から戻る高リスク業種に従事する者</p> <p>a.ハルビン到着の7日前に受けたPCR検査の陰性証明</p> <p>b.14日間の自宅健康モニタリング、7日に1回のPCR検査を行う。</p> <p>③国内のその他の低リスク地域の人員</p> <p>14日以内に中リスク地域を訪れておらず、健康コードが正常で、緑色の「龍江健康コード」を呈示できる者は自由に通行できる。</p>
<p>上海市</p>	<p>①帰省・親族訪問、必要な公務等を除き、上海を離れることや出国は自粛し、上海で春節を過ごすことを奨励する。</p> <p>②中リスク地域に関わる人員は原則として上海を離れてはならず、やむを得ない場合は7日前に受けたPCR検査の陰性証明が必須となる。</p>	<p>①国内の高リスク地域から、又は経由して戻る人員</p> <p>14日間の集中隔离観察、2回のPCR検査を行う。</p> <p>②中リスク地域の人員</p> <p>事前に社区への報告・届出、14日間の健康管理及び2回のPCR検査を行う。</p> <p>③低リスク地域の人員</p> <p>緑色の健康コードを呈示して通行する。</p>
<p>山東省 (済南、青島、烟台、威海等)</p>	<p>①従業員は所在地で春節を過ごすことを奨励し、低リスク地域に行く場合は、緑色の健康コードを呈示すれば山東省から離れることができる。</p> <p>②中・高リスク地域に行くことは自粛する。やむを得ない場合は、事前に目的地の防疫政策を確認する。</p>	<p>①高・中リスク地域の人員</p> <p>原則として山東省に戻ることはできず、やむを得ない場合は、現地の感染対策指揮部の審査認可証明を取得したうえで、72時間以内に受けたPCR検査の陰性結果を呈示する。中・高リスク地域から山東省に戻るか、14日間以内に中・高リスク地域を経由して山東省に戻る人員は14日間の集中隔离を実行する。</p> <p>②その他の低リスク地域の輸入コールドチェーン食品を取り扱う人員、通関地で直接輸入貨物に接触する人員、隔離施設の従業員等の重点対象者</p> <p>やむを得ず山東省に戻る場合、及び他省から山東省内の農村部に帰省する人員は、7日以内に受けたPCR検査の陰性結果が必要。</p> <p>③その他の低リスク地域の人員</p> <p>緑色の健康コードを呈示して外出し、体温が正常で各自適切に防護措置を行うことを前提に秩序をもって移動する。</p>
<p>西安市</p>	<p>中・高リスク地域に行くことは自粛し、やむを得ず陝西省から出る場合は、所在先に報告・届出を行う。</p>	<p>①高リスク地域の人員又は14日以内に高リスク地域を訪れた人員</p> <p>春節期間中は移動を禁止する。</p> <p>②中リスク地域の人員又は14日以内に中リスク地域を訪れた人員</p> <p>春運期間中は原則として移動を禁止する。やむを得ず外出する場合、現地感染対策指揮部の許可を取得した</p>

		<p>うえ、72 時間以内に受けた有効な PCR 検査の陰性結果を呈示する必要がある。</p> <p>③低リスク地域の人員が外出する場合の要求 14 日以内に発熱、せき、喉の痛み、下痢、味覚・嗅覚の減退等の臨床症状のいずれかがある者は、なるべく外出を自粛する。低リスク地域の輸入コールドチェーン食品業従事者、通関地で直接輸入貨物に接触する人員、隔離施設の従業員等の重点対象者がやむを得ず省、市を跨いで外出する場合、及び省を跨いで農村地域に戻る帰省者は、7 日以内に受けた有効な PCR 検査の陰性結果を呈示しなければならない。その他の人員は緑色の健康コードを呈示すれば外出でき、体温が正常で各自適切に防護措置を行うことを前提に秩序を守って移動する。必要のない限り、低リスク地域の人員は中・高リスク地域及びその所在する市に行くことはなるべく避けなければならない。</p>
<p>南京市</p>	<p>①政府機関、事業組織の人員は南京から離れること及び出国を自粛し、中・高リスク地域に行くことは避け、大規模な集会や会食を主催、参加してはならない。</p> <p>②南京市の企業・組織では休暇の活用を勧め、振替や代休を合理的に使用し、従業員がピークを避けて移動させる。南京から離れるには緑色の健康コードを呈示できればよい。</p>	<p>①中・高リスク地域から南京に戻る場合： ・中・高リスク地域から南京に戻る場合隔離が必要。 ・中・高リスク地域の区を設ける市（直轄市では県・区内）の中・高リスク地域以外の人員は7日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示、呈示できない者は専用車両でサンプル採取地点まで送られ、検査を受ける。1日2回、自ら検温を行う。</p> <p>②重点対象者が南京に戻る場合： 輸入コールドチェーン食品業従事者、通関地で直接輸入貨物に接触する人員、隔離施設の従業員等の重点対象者は PCR 検査を受けなければならない。</p> <p>③重点対象者以外の者が南京に戻る場合： 南京の都市部地域から戻る者は PCR 検査及び隔離は不要、南京の農村部地域から戻る者は7日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示しなければならない。</p>
<p>蘇州市</p>	<p>原則として省内で春節を過ごし、省を出ない。やむを得ず省から出る場合は、事前に所属先に報告・届出を行う。</p>	<p>①中・高リスク地域の人員 a.不要不急の場合は蘇州市に戻ることを自粛する。 b.やむを得ず戻る場合は、事前に居住地の社区（村）及び勤務先に報告し、14 日間の集中隔離＋14 日間の自宅隔離観察を行い、期間中は住所を離れてはならず、要求に従い PCR 検査を受ける。</p> <p>②高リスク業種に従事する者 7 日以内に受けた PCR 検査の陰性証明の呈示、呈示できない者は専用車両でサンプル採取地点まで送られ、検査を受ける。</p> <p>③中・高リスク地域の所在都市（直轄市の場合は区）の低リスク地域から蘇州市に戻る人員 自ら社区（村）への報告を行い、かつ7日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示、呈示できない者は専用車両でサンプル採取地点まで送られて検査を受けたうえ、規定の地点で結果を待ち、結果が陰性であった場</p>

		合に限り秩序を守って移動することができる。 ④低リスク地域からの人員は、緑色の蘇州市健康コードを呈示すれば通行できる。
杭州市	①なるべく今いる場所で春節を過ごすことを奨励する。 ②杭州を離れるには、原則として緑色の健康コードを呈示すればよい。ただし、帰省者は、帰省目的地より7日以内に受けたPCR検査の陰性証明が要求されるため、杭州においてなるべくPCR検査を1回受けるようにする。	①中・高リスク地域の所在する都市の人員 河北省石家荘市、邢台・南宮市、黒竜江省綏化市、吉林省通化市、北京市大興区から浙江省に戻る人員は「14日間の集中隔離+7日間の自宅健康隔離」措置を受ける(旅客機搭乗により北京大興国際空港に短時間滞在する者は適用外)。 ②低リスク地域に省を跨いで帰省した人員、高リスク業種に従事する者 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示し、必要な日常健康モニタリングを実施する。
寧波市	①企業の省外への出張自粛を奨励する。 ②党政府機関、事業組織、国有企業、大学等の所属者は、省外への移動を自粛し、許可を得ずに寧波市から出ることにはできない。 ③学校の教師・生徒は市から出てはならず、市から離れるには学校の許可を取得する。	①国内の中・高リスク地域を訪れた人員 a.3日以内に受けたPCR検査の陰性証明又はPCR検査の陰性情報を含む緑色の健康コードの呈示、証明又は情報を呈示できない場合は、目的地に到着後ただちに指定場所へ行きPCR検査を受ける。 b.PCR検査の結果が陰性である場合、7日間自宅健康モニタリングを行い、期間中の活動は可能で、7日目にPCR検査を1回受ける。 ②低リスク地域の農村から省を跨いで戻る人員、高リスク業種に従事する者 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明又はPCR検査の陰性情報を含む緑色の健康コードの呈示、かつ必要な日常の健康モニタリングの実施。 ③その他の低リスク地域の人員(省を跨ぐ農村部以外の、省市内の人員の移動) 緑色の健康コードの呈示により移動、通行できる。
合肥市	①低リスク地域に行くには、緑色の健康コードを呈示すれば市から離れることができる。 ②中・高リスク地域に行くことは自粛し、やむを得ない場合は、事前に所在社区及び所属先に報告・届出を行う。 ③小学校、中学校、高校の生徒、教師は安徽省から離れないことを提唱する。	①高リスク地域の人員又は14日以内に国内感染者の発生があった区を設ける市(直轄市は区)の低リスク地域の人員 春運期間中は原則として移動を禁止する。やむを得ない場合は、現地感染対策指揮部の許可を取得のうえ、72時間以内に受けたPCR検査の有効な陰性結果を呈示する。 ②中・高リスク地域の所在する市のその他の人員が春運期間中に省、市を跨いで移動する場合 7日以内に受けたPCR検査の有効な陰性結果を呈示する。 ③低リスクの農村から省を跨いで帰省した人員、高リスク業種に従事する者 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明又はPCR検査の陰性情報を含む緑色の健康コードの呈示 ④その他の低リスク地域の人員 緑色の健康コードを呈示すれば外出でき、体温が正常で各自適切に防護措置を行うことを前提に秩序を守つ

		て移動する。
アモイ市	<p>①従業員は市内で春節を過ごすことを奨励し、低リスク地域に行くのであれば、健康コードを呈示して市を離れることができる。</p> <p>②中・高リスク地域に行くことは自粛する。やむを得ない場合は、事前に目的地の防疫政策を確認する。</p>	<p>①中・高リスク地域公表前 14 日以内に中・高リスク地域を訪れた人員</p> <p>a.所在する社区、所属先、ホテルへの報告・届出</p> <p>b.集中隔離 14 日+7 日間の自宅医学観察、かつ要求に従い PCR 検査を行う。</p> <p>②中・高リスク地域公表前 14 日以内に中・高リスク地域の所在する街道・鎮の低リスク地域を訪れた人員</p> <p>7 日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示するかアモイに入った直後に PCR 検査を受ける。</p> <p>③その他の低リスク地域の人員</p> <p>緑色の「八閩健康コード」を呈示すればよい。</p>
南昌市	<p>なるべく南昌を離れないことを提唱し、やむを得ない場合は、事前に所在地の村民委員会(社区)に登記し、所属先に報告・届出を行う。</p>	<p>①高リスク地域からの人員</p> <p>江西省に入る際 7 日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示し、呈示できない場合は、江西省に入った直後に PCR 検査を受け、陰性と確認された者は、緑色の健康コードを呈示し、体温が正常で、かつその他の異常症状がないことを確認する。自宅で過ごすことを提唱し、健康モニタリングを継続し、外出を自粛し、集団での活動、移動を控える。</p> <p>②中リスク地域からの人員</p> <p>江西省に入る際 7 日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示し、呈示できない場合は、江西省に入った直後に PCR 検査を受け、陰性と確認された者は、緑色の健康コードを呈示し、体温が正常で、かつその他の異常症状がないことを確認する。自宅で過ごすことを提唱し、健康モニタリングを継続し、外出を自粛し、集団での活動、移動を控える。</p> <p>③低リスクから南昌へ戻る人員</p> <p>PCR 検査の陰性証明の呈示は求めないが、緑色の健康コードを呈示し、体温が正常で、かつその他の異常症状がなければ、各自で防護を徹底して秩序を守って移動することができる。集団での活動、移動を控える。</p>
鄭州市	<p>①市外への移動は自粛し、中・高リスク地域へは行かないことを提唱する。移動の際は緑色の健康コードを呈示すればよい。</p> <p>②学生・教師は省を跨ぐ移動を自粛し、やむを得ず省を跨いで移動する場合は、事前に所属の学校に報告・届出を行う。</p>	<p>①国内の中・高リスク地域の人員</p> <p>鄭州に入ることは原則禁止する。やむを得ず鄭州に入る場合は 14 日間の集中隔離を行い、2 回の PCR 検査、1 回の血清 IgM 抗体検査を受ける。</p> <p>②省外の低リスク地域から農村に戻る人員、鄭州市及び市外・省内の高リスク業種従事者</p> <p>a. 7 日以内に受けた PCR 検査の陰性証明を呈示</p> <p>b.14 間の自宅健康モニタリング、7 日に 1 度 PCR 検査を受ける。</p> <p>③その他の低リスク地域の人員</p> <p>緑色の健康コードを呈示すれば外出でき、外出・移動を自粛し、集団での活動を控えるよう提唱する。</p>
長沙市	<p>①移動は自粛し、中・高リスク地域へ行くことは禁止する。やむを得ない場合は、事前に所在社区及</p>	<p>①国内の感染高リスク地域及びその所在する県・市・区から戻るか、それらを経由(4 時間以上滞在)した人</p>

	<p>び所属先への報告・届出を行う。</p> <p>②1月8日から冬期休暇の終了まで、長沙市の学生・教師は市を離れてはならない。</p>	<p>員</p> <p>14日間の集中隔離+2回のPCR検査</p> <p>②所在する省、市に中・高リスク地域があり、これらの省、市の非中・高リスク地域から戻る人員 原則として戻ることを禁止し、特殊な事情がありやむを得ず戻る場合は、2日前に所在社区に報告し、駅、ターミナル、空港に到着した時事実通り報告し、7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示</p> <p>③外部省・市の中・高リスク地域を含まない県・市・区から長沙に戻る人員、省内の高リスク業種に従事する者 a. 2日前に所在社区に報告する。 b. 14日間の自宅健康モニタリングを行い、7日に一度PCR検査を受ける。</p> <p>④省内の高リスク業種従事者以外の者 通行には緑色の健康コードを呈示する。</p>
<p>広州市</p>	<p>広州から離れること、中・高リスク地域に行くことは自粛し、やむを得ない場合は事前に合理的な行程を計画する。</p>	<p>①高リスク地域の所在する県(区)又は現地政府より全域の封鎖が宣言された地域の人員 14日間の集中隔離を行い、1、7、14日目にPCR検査を受ける。</p> <p>②中リスク地域の所在県(区)の人員 a. 12時間前に所在する居(村)民委員会及び所属先(又は宿泊ホテル)に報告する。 b. 14日間の自宅健康モニタリングを行い、1、14日目にPCR検査を受ける。</p> <p>③中・高リスク地域の所在する地級市の人員 a. 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。 b. 「健康告知書」の発行を受け、健康チェックを受け、健康コードの呈示、PCR検査を受ける「四つの一」健康管理を実行する。</p> <p>④省を跨いで広州市の農村部(鎮、村)に戻る人員、広州-香港間を往来するトラックのドライバー、広州-香港間を往来する小型船舶の船員及び香港-マカオ間を流動する漁民(本土の漁業労働者を含む)等の高リスク業種に従事する者が広州市の農村部(鎮、村)に戻る場合 a. 戻った当日に所在地の村民委員会に報告する。 b. 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。 c. 14日間の自宅健康モニタリングを行い、7日に一度PCR検査を受ける。</p> <p>⑤その他の低リスク地域の人員 緑色の健康コードを呈示すれば通行できる。</p>
<p>深セン市</p>	<p>①深センから離れること、中・高リスク地域に行くことは自粛し、やむを得ない場合は事前に合理的な行程を計画する。</p> <p>②学校の教師・学生は深センを離れること、中・高リスク地域に行くことは自粛し、やむを得ない場合</p>	<p>①高リスク地域の人員又は14日以内に高リスク地域を訪れた者 春節期間中は移動せず、深センに戻ることを自粛する。戻る場合は14日間の集中隔離と3回のPCR検査を行う。</p>

	<p>は、事前に所属する学校(幼稚園)に報告し、所在する区・市の政策要求に従う。</p>	<p>②中リスク地域の人員又は14日以内に中リスク地域を訪れた者 春運期間中は原則として移動を禁止する。やむを得ない場合、現地の感染対策指揮部の許可を得て72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。確かに必要がある場合、14日間の自宅隔離を行う。</p> <p>③中・高リスク地域の所在する市のその他の人員が省、市を跨いで移動する場合 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。</p> <p>④低リスク地域の高リスク業種に従事する者、帰省先から省を跨いで農村地域に戻る者 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。</p> <p>⑤その他の低リスク地域の人員 緑色の健康コードを呈示すれば通行できる。</p>
<p>重慶市</p>	<p>重慶市で春節を過ごし、重慶から離れることの自粛を提唱し、不要な出国はせず、不要な移動を減らし、中・高リスク地域へ行くことは控える。</p>	<p>①高リスク地域の人員又は14日以内に高リスク地域を訪れた人員 14日間の集中隔離+2回のPCR検査</p> <p>②中リスク地域の人員又は14日以内に中リスク地域を訪れた人員 3日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。証明を呈示できる場合は、14日間の自宅健康管理+1回のPCR検査を行い、証明を呈示できない場合は、14日間の自宅健康管理+2回のPCR検査を行う。</p> <p>③低リスク地域の人員が重慶市に戻る場合 緑色の健康コードを呈示して通行し、目的地の社区への報告・届出を行い、社区の防疫要求に従う。</p> <p>④低リスク地域の人員が重慶の農村地域に戻るか、市内の高リスク業種に従事する者が農村部に戻る場合 a.7日以内に受けたPCR検査の陰性証明又はPCR検査の陰性証明を含む緑色の健康コードを呈示する。 b.14日間の自宅健康モニタリングを行い、7日ごとにPCR検査を受ける。</p>
<p>成都市</p>	<p>①移動は自粛し、企業・事業組織の従業員がやむを得ず移動する場合、事前に所属企業・組織に報告し、許可を得る。</p> <p>②高リスク業種に従事する者が移動する場合、7日以内に受けたPCR検査の陰性証明を呈示する。</p>	<p>①中・高リスク地域の人員又は14日以内に中・高リスク地域を訪れた人員 14日間の集中隔離+2回のPCR検査</p> <p>②中・高リスク地域の所在する区を設ける市(直轄市は区)を訪れた人員 7日以内に受けたPCR検査の陰性証明の呈示。呈示できない場合、市内に入り最初の地点で全閉ループPCR検査を受け、その結果が陰性であった場合に限り自由に移動できる。</p> <p>③省を跨いで農村に戻るか、省内で高リスク業種に従事する者が農村部に戻る場合 a.7日以内に受けたPCR検査の陰性証明又はPCR検査の陰性情報を含む緑色の健康コードの呈示。 b.14日間の自宅健康管理+1回のPCR検査を行う。</p>
<p>フフホト</p>	<p>①市内で春節を過ごし、省外への移動や外出を自</p>	<p>①28日以内に高リスク地域を訪れた人員</p>

<p>市</p>	<p>肅するよう提唱。 ②原則として、教師・学生は国外や中・高リスク地域へ行ってはならない。</p>	<p>14日間の集中隔離+7日間の自宅隔離+3回のPCR検査+1回の血清IgM抗体検査+14日間の健康モニタリング。 ②14日以内に中リスク地域を訪れた人員 ・7日以内に受けたPCR検査の陰性証明+14日間の自宅隔離医学観察(自宅隔離医学観察に適しない者は集中隔離医学観察)+2回のPCR検査(7日目、14日目にそれぞれ検査)を行う管理措置 ・PCR検査の陰性証明を呈示できない場合、市内に入った直後に集中隔離を行い、PCR検査を行う。24時間以内に結果がわかり、陰性であった場合、さらに14日間の自宅隔離医学観察及び2回のPCR検査を行う。期間中は集団活動や移動を控える。 ③フフホトに入った時点で隔離観察期間を過ぎた高・中リスク地域の人員は、社区の管理を受け、14日間の健康モニタリングを受け、健康モニタリング期間が満了した後は低リスク地域の人員として市内に入った後の管理を受ける。</p>
<p>昆明市</p>	<p>①党政機関、事業組織、国有企業の幹部・従業員は昆明で春節を過ごすよう提唱する。市民はなるべく中・高リスク地域へ行くことを自粛する。 ②小・中学校、高校の生徒・教師は昆明から離れないよう提唱する。</p>	<p>①高リスク地域員又は14日以内に高リスク地域を訪れた人員 春節期間中は移動を控える。 ②中リスク地域員又は14日以内に中リスク地域を訪れた人員 春運期間中は原則として移動を控える。やむを得ない場合、現地の感染対策指揮部の許可を取得したうえ、72時間以内に受けたPCR検査の有効な陰性結果を呈示する。中・高リスク地域の所在する市のその他の人員が春運期間中に省、市を跨いで移動する場合、7日以内に受けたPCR検査の有効な陰性結果を呈示しなければならない。 ③低リスク地域の人員の外出に対する要求 14日以内に発熱、せき、喉の痛み、下痢、味覚・嗅覚の減退等の臨床症状のいずれかがある者は、なるべく外出を自粛する。低リスク地域の輸入コールドチェーン食品業従事者、通関地で直接輸入貨物に接触する人員、隔離施設の従業員等の重点対象者がやむを得ず省、市を跨いで外出する場合、及び省を跨いで農村地域に戻る帰省者は、7日以内に受けた有効なPCR検査の陰性結果を呈示しなければならない。その他の人員は緑色の健康コードを呈示すれば外出でき、体温が正常で各自適切に防護措置を行うことを前提に秩序を守って移動する。必要のない限り、低リスク地域の人員は中・高リスク地域及びその所在する市に行くことはなるべく避けなければならない。</p>

備考・留意点:

1. 「高リスク業種に従事する者」とは、輸入コールドチェーン食品業従事者、通関地で直接輸入貨物に接触する人員、輸

入物流、隔離施設の従業員、交通輸送機関で業務に従事する人員、医療機関の人員等の「重点対象者」を指します。

2. 春運期間とは、2021年1月28日～2021年3月8日を指します。

3. 本表は、あくまで日系企業の中国投資が比較的多い一部の都市についてまとめたもので、中国国内の各省市間の人員移動に関する要求のみを集めたものです。

4. 中国の各省市及び具体的目的地等により、都市、もしくは各都市に属する区における具体的な防疫措置も異なります。また、昨今感染状況の変化が急速となり、各地の政策が随時調整される可能性がございます。上記はあくまで弊所が2021年2月3日の時点で各地に匿名で電話をして調べた一般的回答に基づく参考情報となります。

5. 各日系企業にて従業員に近く出張又は帰省させる予定がある場合は、行程及び目的地が確定したうえで、目的地の所管機関(感染対策機関又は現地政府に繋がる12345サービスホットライン)に問い合わせ、現地の防疫政策の要求をご確認いただくようお願いいたします。